

### ア 危険有害性情報の伝達・活用の促進

- (1) 化学物質の危険有害性情報の伝達のあり方
  - ① 事業場内で使用する容器への表示等
    - ・ラベル表示と代替措置（小さい容器、タンク・配管、一時的に使用する容器等への対応）
    - ・表示内容の範囲
  - ② 表示対象物質、MSDS交付の対象となる化学物質の範囲
    - ・危険有害性情報を伝達すべき物質の選定基準
    - ・物質の追加のスケジュール
- (2) 表示、MSDS制度の普及促進
- (3) 化学物質を取り扱う労働者に対する安全衛生教育の充実

### イ 自主的化学品管理の促進

- (1) 専門人材のいない中小零細事業場やサービス業等における自主的化学品管理(コントロール・バンディング)の普及促進
- (2) 従来の化学品リスクアセスメントとコントロール・バンディングの位置づけ

### ウ より柔軟な規制への見直し

- (1) インセンティブの付与等による自主的管理の促進(法令準拠による管理からの転換)
- (2) 作業環境測定として、有害物質を捕集して測定する機器を定置して行う従来の方法ではなく、個人サンプラーによる測定を導入することについて
- (3) 作業環境測定の結果の取扱いについて
- (4) 溶接等一部の屋外作業についての測定等ばく露防止措置のあり方について
- (5) 局所排気装置の稼働要件の規制について
- (6) 局所排気装置以外の発散抑制方法について

### エ その他

- 専門人材の育成、外部専門機関の活用